

戦後改革における宗教教育と信教の自由(三)

鈴木美南子

目次

序 敗戦までの公教育と宗教の関係

第一章 初期占領宗教政策と教育

一 「信教の自由」と私学の宗教教育の自由化

二 「神道指令」と「政教分離」

第二章 宗教教育をめぐる新旧理念の併存

一 国民道義の昂揚と宗教教化への期待(以上二十五号)

二 『使節団報告書』と『新教育指針』の宗教の扱い

第三章 新憲法における「政教分離」の波紋

一 憲法第二十条と第八十九条の審議

二 「宗教的情操教育に関する決議」(以上二十六号)

第四章 戦後改革のめざすもの

一 「教育基本法」における「宗教教育」

△制定過程▽

△解釈の齟齬▽ (以上本号)

第四章 戦後改革のめざすもの

一 「教育基本法」における「宗教教育」

△制定過程▽

新憲法は一九四六年六月から十月にかけて審議され十一月三日に公布されたが、この間の八月十日には、その後、戦後教育改革の主導的役割を果たす教育刷新委員会が設置された。この教刷新委はまず、新しい教育の根本原則を定める教育基本法の制定に取り組む。ところで、これまでの経緯から明らかのように、有力な世論を反映していたとはいえず、「宗教的情操教育」に特に熱意をもっていたのは文部大臣田中耕太郎であった。彼は国民教育局長であった敗戦後まもない一九四五年九月に、前田文相との会談のためにまとめた「教育改革私見」において、その冒頭に「国民教育の倫理化」をあげ、「教育勅語の自然法的意義」は顕揚するが、従来の倫理的形式主義を排斥し、今後の「倫理教育に於て宗教的内面性を強調すること」を求めている。制度的改革としても「私立学校及び宗教学校の自由なる設立経営を認むること」をあげ、私学教育・宗教教育の活性化を期待している。⁽⁷⁸⁾田中は戦後教育改革においてその後も一貫して、宗教教育の強調が重要なポイントになると考えていた。文部大臣に就任した田中は一九四六年六月二十七日第九十帝国議会で、「教育ニ関スル根本法」を検討しつつあることを明らかにしたが、当初それは学校教育根本法の構想であって、八月二十二日学校教育局においてまず「学校教育法要綱案」として作成された。その総則の部分に後に教育基本法として分立してゆくもので、学校教育の目標、学校の範囲、義務教育、教育上の機会均等に次いで宗教教育があげられ、さらに政治教育、学校が行ふ事業、学校に対する助成、育英の九項目で構成されている。「宗教教育」では「官立・公立の学校は宗教的情操の涵養の外教の自由を妨げるやうな特定の宗派的教育及活動をしてはならないこと」⁽⁷⁹⁾と述べ、改正憲法を受けとめつつも、基本的には戦前からの宗教的情操教育の理解を引きついでいた。

教育基本法制定の強力な推進者は田中であったが、「宗教教育」の条項にも彼の熱い期待が込められることになる。すなわち憲法の規定する政教分離下で、なんとか宗教情操教育を可能とする道を残したい、あるいはこれを奨励したいという願いがあった。

ところで教刷委による教育基本法への取組みに視点を移す前に、総司令部CIEの学校教育と宗教に関する当時の姿勢について確認しておきたい。『使節団報告書』が提出され、ついでCIEの深い関与によって『新教育指針』が刊行、さらに新憲法が審議され、教刷委によって本格的な教育改革がスタートするなど、日本社会と教育民主化の展望は次第に開けつつあった。「神道指令」後、公立学校と宗教の関係についてCIE宗教課は一九四六年二月二十七日付覚書で簡単な方針を示し、教育内容について余りリジッドな原則を立てず、主として学校の宗教的儀式の排除に関心を向けていたことは前に見た通りである。ウッダードによれば、その後八月二十五日付覚書で、右に示された方針がある程度詳細に組立てられ、次に十月十四日付覚書で、この方針を繰返すとともに、当時文部省とCIE教育課の間で検討がすすめられていた社会科単元のいくつかを批評しているという。その覚書によれば、憲法はあらゆる教義的又は宗派的な宗教の教授・宗教活動を禁じているが、すべての宗教に共通な倫理的原則、宗教史上の事実、社会的な存在としての宗教団体に言及すること、さらに高等教育における比較宗教学の教授を禁ずるものではないという。しかし国の文化的要素として宗教に関係のある教材については、主な宗派の指導者と相談のうえ改訂が必要であることを勧告していた。⁽⁸⁰⁾ 学校のカリキュラム教科の具体的内容については教育課の管轄であり、宗教課は「神道指令」「憲法」に基づいて、このような一般原則を示すにとどまっていた。文部省は一九四六年秋から教育課と相談しつつ学習指導要領の作成にかかっていたが、その頃、日本側関係者が強い関心を示していた「宗教情操教育」について、CIEは、右覚書範囲内の宗教に関する知識、教養であるとの認識に立っていたと思われる。

教刷委は九月七日の第一回総会から、検討すべき問題点について審議を開始し、十三日第二回総会で、まず教育の

「根本問題」「教育の理念」から議論されることになった。その際、田中文相は文部省内で検討されている「教育根本法」の構想について簡単にふれ、そこに盛り込まれるべきものとして女子教育の問題とともに、宗教と教育の関係をも特に強調して採りあげている。「是は憲法との関係からでも出て来ますが、宗教と教育との関係、殊に宗教情操教育と云うことが許されるものだという意味の、或は奨励すべきである」と云うような結論に我々は到達しておりますし、又議会の多数意見もそうであります。⁽⁸¹⁾かくて第三回総会(二十日)では「教育の理念」について委員の意見発表がなされたが、「道徳的エゴイズム」は「内面的の宗教意識の欠如に基づくもの」(大島正徳)、また第二回総会でも表明された羽溪了諦の「忠孝一体の伝統的道義」と「利他的宗教的情操」を結びつけた意見、渡辺鎮蔵の学校教育に宗教が大切であるとの意見などがここでも重ねて示された。そのあと田中文相は、はじめて詳細に根本法の全体構想を明らかにした。それは前文に教育の理念・目的、本文に一、教育機会均等、二、女子教育、三、義務教育、四、政治教育、五、宗教的教育、六、学校教育、七、教育行政の七項目から成っていた。「宗教的教育」について田中は「宗教的情操のかん養は憲法改正案の条項とてい触れないという考で我々は進んでいる……政治上の問題と同じように特定の宗派的教育及び活動を国家なり公共団体がしてはならない、しかしながら宗教上の情操のかん養という事は大いに努力しなければならぬという建前で規定すべきではないかと考えました」とコメントしている。⁽⁸²⁾

右の第三回総会で教育根本法を検討する第一特別委員会が承認されたが、同委員会は二十三日に初会合を開き、最初の二回で、まず教育勅語の取扱上の注意、即ちその実質的廃止を決定してから、新しい根本法の審議に入った。具体的な討議にあたっては、文部省審議室が用意した「教育基本法要綱草案」を土台として検討した。この最初の要綱草案は九月二十一日に作成されたもので、まだ前文が付されておらず、先に文相が示した案に(一)教育の目的、(二)教育の方針が新たに加えられていた。「宗教教育」の項は「宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならないこと、但し、官公立の学校は、特定の宗派的教育及び活動をしてはならないこと」というのが案文で、先の学校教育

局の「学校教育法要綱案」(八月二十二日)より、国会決議を受けてか、はるかに積極的表現になっていた。第一特別委員会は教育の目的から順次検討してゆき、十一月一日第八回委員会で「宗教教育」が討議された。この条項は要するに官公立学校でも「宗教的情操の涵養」を重視しなければならぬと言っており、これに関し田中二郎参事は、⁽⁸³⁾
 「およそ宗教的情操の涵養というようなことはその人自身が宗教的信念をもっていなければできないことではない。
 ……しかも宗教的教育を行なつてはいけない」ということで、この条項は「そもそも矛盾する二つの要求を一つに纏めて書いたものだから、これは無理だという意見、これは非常に強い意見だった」と紹介し、ある信者の教師が「その立場において、その宗教を宣伝するような活動をしては困る。しかし、いろいろ話をしていく中に自らその立場というものが現われるというようなことは、これはやむをえないのではないか」と説明している。また「この規定を特に設けなければならないことにな」ったのは、新憲法第二十条第三項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」の規定によるもので、「それでどうしても但し書の方は出していかねければならないというわけですが、しかし消極面だけでは困る。むしろ積極的に宗教的情操の涵養ということはおおいにしなければならぬ」と述べている。⁽⁸⁴⁾
 会で異議なく認められた。

ところで右の審議とほぼ時を同じくして(十一月五日)、田中文化大臣は三日に公布された新憲法に関連し「宗教情操教育の尊重」に付て次のような談話を発表している。⁽⁸⁵⁾
 「新憲法は信仰の自由を保障して居る。一般的に何等かの宗教的信仰が将来の国民の道徳的向上の為に必要なこと、殊にそれが人格の完成及び民主主義的、平和主義的教育の再建に貢献する所大なることを認め、去る議会に於ては宗教的情操教育の必要に付て共産党を除く各派共同の決議がなされた。吾々は官公立学校に於ては一宗一派に偏する宗教教育を施すことを得ないが一般に新憲法に従へば宗教に関する智識及び宗教心の尊重すべきことを教へるのは甚だ望ましいことと考へる。」ここでは「宗教情操教育」を、

宗教に関する智識」と「宗教心の尊重すべきこと」を教える意味で語っており、単に知識や寛容精神にとどまるのか、あるいは「宗教的信仰」への準備であるのか、憲法との関係で曖昧にしている。

十一月八日第九回第一特別委員会では「前文」の討議に入った。審議室より提示された案文では、最初の部分で教育の目的と過去の教育に対する反省を掲げ次のように述べていた。「そもそも、教育は真理の探究と人格の完成とを期して行なわれなければならない。然るに従来のわが国の教育は、ややもすれば右の目的の自覚と反省とにかけるところがあつた。特に真の科学的精神が軽んぜられ、徳育が形式に墮し、教育内容も時に軍国主義又は極端な国家主義的傾向に歪曲された。」これは討議の結果、次のように変えられた。「教育は、真理の開明と人格の完成とを期して行われなければならない。従来、わが国の教育は、ややもすればこの自覚と反省とにかけるところがあつた。とくに真の科学的的精神と宗教的情操とが軽んぜられ、徳育が形式に流れ、教育は自主性を失ひ、ついに軍国主義的、又は極端な国家主義的傾向をとるに至つた。」⁽⁸⁶⁾この論旨からすれば「人格の完成」には徳育とともに宗教的情操が重要だということになる。制定教育基本法は第一条「教育の目的」において「教育は、人格の完成をめざし……」と謳っているが、これが当初からの田中文相の強い持論であつたことは良く知られている。しかも田中は個人的に「完成された人格は、経験的人間には求め得られない。それは結局超人間的世界すなわち宗教に求めるほかはないのである、また「宗教は……個人の内心に働きかけることにより、人格の完成という教育の基本的理念に直接に役立つ」とし、「⁽⁸⁷⁾人格の完成」には究極的に「宗教」の裏づけが必要であると考へていた。こうした確信にもとづき田中文相は当時すすめていた教科書編集についても、宗教的情操の涵養には特に注意を払い、宗教関係教材を取り入れるよう指示していた。このような田中のいう「宗教的情操」に対してCIE教育課が全く疑念をもたないわけでもなかつた。⁽⁸⁸⁾

ともあれ第一特別委でまとめられた案を基礎として、さらに教刷委総会、特別委の間で審議が重ねられて「教育基本法要綱案」が成立したが、その間、前文と本文における宗教的情操、宗教教育に関する部分に変更はなかつた。憲

法で禁止された公立学校の宗教教育を何とかしたいという意向は、それほど特別委、教刷委、文部省関係者の合意を得ていたといえる。ただ教刷委第十二回総会(十一月二十二日)で南原繁副委員長が指摘した点は注目に価する。彼は、「官公立の学校は、特定の宗派的教育及び活動をしてはならないこと」は、宗派的でなければしても良いことになりはしないか、と疑問を呈した。さらに「宗教まで飛躍せぬでも、私は本当に倫理をやっていないかと思うのです。宗教ということはない訳じゃないので、実際大事なもの倫理で、道德のしっかりしたものがあれば、そこへ飛躍せぬでも、近頃は宗教宗教ということ一点張りですが、どうもそれが根本じゃないかと思うのです」と言っている。鈴木英一氏も指摘するように、南原繁や矢内原忠雄ら自由主義的知識人は自らキリスト者として、新しい民主主義的教育理念や「平和国家」の建設には、根本的に「神の問題」や「基督の福音」が係わってくると考えていたが、これを宗教一般の重要性として敷衍し、直接的に官公立学校教育に求めることは考えなかった。

さて、教刷委第十三回総会(十一月二十九日)は建議事項「教育の理念及び教育基本法に関すること」を採択したが、これをうけて文部省大臣官房審議室は、先の教育基本法要綱案にもとづいて、教育基本法の法律案としての条文化に力を注いだ。その過程をたどると十二月二十一日案、十二月二十九日案、一九四七年一月十五日案と変化してきているが、法律案として体裁を整えた一月十五日の「教育基本法案」では、それまでの幾つかの「要綱案」の前文にあった、戦前教育を批判した部分がそっくり削除されることになった。この結果、戦前教育で「宗教的情操」が軽んぜられたとする部分もなくなった。ところでこのような条文の具体的検討が進められていた十二月十六日、首相官邸で文部省主催の宗教情操教育振興に関する教・宗派・教団主管者協議会が、全国の宗教団体主管者、宗教関係学校長約百余名を集めて行われた。この時、平和国家建設における宗教教化活動の重要性に関する吉田首相の挨拶ほか、田中文相、河合厚相の挨拶があり、山崎文部次官も、文部当局が宗教情操の涵養について現に考慮しつつある具体的施策を説明した。それによれば宗教的情操の陶冶は私立学校のみならず官公立学校でも等しく重要であるので、(1)専門

学校以上の学校では従来から特設されている「文化講義」の時間に宗教教育をとり入れる、(2)強い宗教的信念を把持する教育者が求められるので、教職員や視学官の再教育について特にこの点に留意する、(3)教科書教材として宗教的なものを取り上げる、国語教材として正しい宗教心の芽生えを培うようなものを考慮したい、などが挙げられている。同協議会では主として社会教育における「宗教的情操の涵養」が協議され、その普及徹底に邁進する旨の決議がなされた。ここでも田中文相は平和的文化国家建設、国民道義振興のために宗教的情操教育の必要を説き、それを学校教育・社会教育に積極的にとり入れてゆく方針を明らかにしている。⁽⁹⁰⁾ なおCIE教育課の中にもこうした文部省の意向に理解を示す者もあった。例えば同課顧問A・デル・レは宗教教育について完全に日本人の自由意志に任せるべきだと考えていた。同年十二月二日付覚書「宗教教育と信教の自由」で次のように述べている。「真に民主的で自由主義的な解決はただ一つ、日本人自身に次の二点を決める機会を与えることだと思われる。(1)いかなる精神的あるいは宗教的原理を教育上の目的のために受入れるべきか。(2)それを何処でいかなる方法で教えるか」⁽⁹¹⁾

ところで順調に経過してきた教育基本法の「宗教教育」条項(第八条)は、一九四七年一月二十三日法制局によって行われた同法案の検討によって初めて、その内包させる問題点を鋭く指摘された。法制局は次のように提案した。

「『宗教的情操云々』は憲法の保障する『信教の自由』に反すに従って第八条は削除したら如何。又但し書は学校教育法にゆづる。⁽⁹²⁾」しかしこのあとの一月三十日案は、「宗教的情操は、教育上これを尊重しなければならぬ。国及び地方公共団体の設置する学校は、特定の宗派の宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」というもので、「重視」が「尊重」に変わったが、ほとんど法制局勧告の影響をうけていない。しかるに次の二月十二日案になると大きな変化がみられる。そこには法制局の勧告に加えてGHQから異例の強い反対意見が示されたといわれる。総司令部によれば、「宗教的情操」は特定の宗教を介してでなければ涵養できない。しかもそれは今まで神社神道によって軍国主義・超国家主義の手段になってきた。従って主観的でなく客観的な社会における宗教の意義、および宗教に対する寛

容の態度を教える必要がある、というものであった。⁽⁹³⁾ 教育基本法の制定過程にCIEから特に目立つ干渉のなかったことは、当時の関係者が一様に証言するところであるが、右の点は政教分離を重視したGHQからの珍しく強い要求であった。もっともCIE教育課は十二月二十一日案において「宗教的情操の涵養」にかえて、「宗教的価値の涵養」を提示しているが、これはreligious sentiment⁽⁹⁴⁾ が分かりにくいとしたCIEのspiritual values⁽⁹⁴⁾ なる用語上の提案であったと思われる。総司令部が右のような確固たる態度表明に出たのは、教育基本法の立案・審議と同時期に進められ、当時成案間近であった極東委員会の教育改革指令の方針が影響したと考えられる。⁽⁹⁵⁾ こうした法制局、GHQ等の「外圧」によって二月十二日案では前段が「社会における宗教生活の意義と宗教に対する寛容の態度は、教育上これを重視しなければならない」と大きく変わるようになった。⁽⁹⁶⁾ この教育基本法二月十二日案はさらに二十二日文部省内で検討され、二十八日の教刷委第二十五回総会で承認されたあと、三月四日の閣議で決定された。そして六日枢密院に送られ、そこで総司令部ともはかりつつ修正されて十二日最終的に議決された。「宗教教育」の条項は教刷委総会に提出された案文では、「宗教と社会生活との関係及び宗教に関する寛容の態度は、教育上これを尊重しなければならない」というものであった。「宗教に対する寛容」が「宗教に関する寛容」に変わったのは、信仰、無信仰、反宗教も含めて寛容の態度が求められるからである。これはそのまま同総会、閣議とも通過してきたのであるが、枢密院の最後の段階で、寛容の態度が優先するとして「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」と修正され、現行の形ができあがった。教育基本法案は三月十三日第九十二回帝国議会に上程され、衆議院・貴族院で審議が行われ無修正で二十五日通過した。そして四月からの新学期を期して三月三十一日に公布されたのである。⁽⁹⁷⁾

ところで最終段階の帝国議会において、これまで「宗教教育」(制定法第九条)に関し疑義のあった点が、明瞭に説明され問題が一掃されているので、ここでそれらの点について確認しておく必要がある。三月十四日衆議院同法案

委員会において永井勝次郎議員は、憲法は宗教に対して何ら国家的な特権を与えないと規定しているが、ここで宗教を教育上尊重するとし、また宗教の社会的地位を保障するような思想があるのは憲法違反ではないかと質問した。これに対し、同法制定の所管局長辻田力政府委員は、次のように第九条一項の解釈を示して宗教に関し教育上尊重すべき点を明らかにし、それらが憲法の規定する信教の自由と矛盾せず、むしろこれに資するものである旨を述べている。

「『宗教に関する寛容の態度』というの……反宗教者、無宗教者に対する寛容の態度もちろん包含されております。宗教に対すると書かず『宗教に関する寛容の態度』と書きましたのは、要するにそういう意味であり……次に宗教の社会的地位ということでございますが、宗教が社会生活の上においてこういう地位をもっておるということを、知識的に説明するだけであり……ます。」また高橋誠一郎文相は次のように述べて、敗戦いらい根強かった、「宗教的情操」を公教育機関で涵養するという姿勢を一八〇度転換して、国民自身の宗教に関する態度を尊重する姿勢を打ち出したことを表明している。「この法案成立の歴史を申し上げますと、最初はむしろ宗教的情操の涵養を説くということになっておったのでありますが、かくのごときものは改めたらよいだろうという意見が強くなってまいりまして、そうしてここには、特に宗教に関する寛容の態度を尊重しなければならぬ。かくのごとく改められた次第でございます。」⁽⁹⁸⁾

△解釈の齟齬▽

教育基本法公布の数ヶ月後、制定にかかわった田中二郎東大教授によって発表された同法の解説は最も早い時期のものである。彼は「教育改革立法の動向」と題する論文を一九四七年の『法律時報』五・六月合併号と七月号に載せたが、その中で同法の内容と特色を紹介し、「宗教教育」について次のようにふれている。⁽⁹⁹⁾彼はまず「民主的で平和的な日本を建設するためには、国民が高い政治的教養と深い宗教的情操をもつことが望ましい。併し政治教育や宗教教育を具体的に如何に行うべきかについては、異論なきを得ない」とした後、第九条一項をあげて、憲法二十条の

趣旨から、反宗教の自由も含めて信教の自由は保障されねばならないと述べる。そして「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位を明らかにすることは、宗教に関する関心と理解とを深める意味において、極めて意義深いといわなくてはならない——尤も、真の信仰によらない単なる宗教に関する知識の供給がどれだけ意義をもつかについては異論が待ちもようけられなければならない——」と、制定された条文からは、「深い宗教的情操」の涵養は期待しえないことを示唆している。また続けて同条二項「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」は、憲法二十条三項の趣旨に則り、国公立学校の特定宗教のための宗教教育、活動を禁止していることを述べるとともに、一項の一般的な教育宣言に従って、憲法下の国公立学校となしうる「宗教教育」は「宗教に関する関心と理解を深める」こと、「宗教に関する知識の供給」に留まることも示唆している。また私立学校の宗教教育は自由であるが、その場合も信教の自由を侵して強制することはできないと同時に、学校は、宗教教育の趣旨を破壊する者を排除する自由をもつとしている⁽¹⁰⁰⁾。

また同年十二月二十五日、教育基本法の理解と普及を目的として文部省調査局審議課内教育法令研究会は『教育基本法の解説』を公刊した。執筆は同法制定の最初から事務に当たってきた文部事務官安達健二で、これを田中二郎と、所管局長であった辻田力が監修した。同書は、その解釈を「多くの可能な解釈の一つである」⁽¹⁰¹⁾として、制定後の文部省の公けの解釈を示すものであり、特に「宗教教育」については、先の田中二郎個人の解釈と微妙に異なる点を含んでいる⁽¹⁰²⁾。まず、新憲法は信教の自由を保障する立場から政教分離の原則をとっているが、「しかし、この政教分離ということは、国家が宗教に介入しないこと、少くとも国家が特定の宗教宗派に対して好意的又は反対的態度をとることなく、各宗教、宗派を平等に取り扱うということであり、決して宗教一般を否定するものでない。間接的に宗教を保護する立場をとることができるし、又それが望ましいのである（例えば宗教法令における免税規定の如し）。それは、なんらかの宗教的信仰が将来の国民の道徳的向上のために必要なこと、ことにそれが人格の完成及び民主

義的、平和主義社会の建設に貢献するところが大であることが認められなければならないからである」と、かねて田中耕太郎が主張してきた前提に立っている。そこで基本法九条の制定意義についても、信教の自由を保障しつつ宗教的信仰を培う方向を模索した結果だという。「一方においては信教の自由を保障しつつ、他方においてこの宗教的信仰を培うには、教育上又教育政策上いかにすればよいかは極めて重大且つ困難な問題であり、この問題解決の基準を示そうとするのが本条である。」

次に「宗教教育」の意味を規定して、「広い意味では宗教に関する知識を与え、宗教的情操を養い、もって人間の宗教心を開発し、人格の完成を期する教育である。狭い意味ではある特定の宗教宗派の教義を教え、その儀式を行うことをい」い、本条では主として前者にふれていることを示す。さらに過去の宗教教育に言及し、昭和十年の次官通牒は学校において「各宗教に通ずる宗教教育の可能であり、又必要且つ望ましいこと」を認めたもので、「同訓令は依然として効力を有すべきである」、つまり「ここで注意すべきことは、特定の宗教を離れた宗教的情操のかん養が可能であるとされていたことである」と述べている。以上を踏まえ第九条について「本条第一項は、すべての教育を通じて、宗教教育が重んぜらるべきことを前提として、その可能なる最少限を示そうとするものである」、いいかえれば国公立学校でも行われるべき宗教教育の限界を示すものだという。「宗教に関する寛容の態度」とは宗教を信ずる又は信じないことを含めた寛容の態度であり、「宗教の社会生活における地位」は、宗教が歴史上社会生活において果してきた役割、過去の偉大なる宗教家の人格、宗教が現在の社会生活において占めている地位、及びその社会的諸機能、及び宗教の本質等を、一宗一派に遍することなく、客観的態度で教材の中にとり入れることである」としている。そして「このように客観的に宗教の本質を理解させることによって、迷信からのがれ、真の宗教的信仰に導くことができるであろう。このようにして、まず宗教的信仰への素地をととのえ、宗教への芽生えを養うことが、宗教教育上まず尊重されなければならないのである」と、田中二郎より踏み込んだ期待をこの条文にかけている。また第

二項について同解説は、国公立学校で「禁止される宗教教育及び宗教的活動は、特定の宗教のためのものだけであることを明らかにしている」と述べ、国公立学校で、それ以外の宗教教育あるいは一宗一派に偏らない宗教教育が積極的に展開されることを求めているようである。

以上のように文部省は国公立学校教育を正統的教育として、これに過大の関心を向けるあまり、「宗教教育」(それは基本法の理念である「人格の完成」に結びつくと考えられた)もなんとかそこで施そうと、「宗教に関する知識を与え、宗教的情操を養い、もって人間の宗教心を開発し、人格の完成を期する」「広い意味」の宗教教育に多大の期待をかける。反面、私立学校が宗教教育を施すことは「信教の自由」に反しない限りで許されるとしながら、この「特定の宗教宗派の教義を教え、その儀式を行う」「狭い意味」の宗教教育の公教育における積極的意義は必ずしも認めていないようである。それは「特定の宗教の教義が、私立学校の教育の中にとりこまれても……そのために学校教育の目的が阻害されるというおそれはない」と、消極的理由から許容されているにすぎない。つまり私立学校の自主的な教育、独自の個性が、公教育の豊かさに貢献する可能性に期待するのではなく、宗教教育の自由は認めるが、それは布教を意味するだけで、むしろ公的な学校教育の目的にとって余分のものであるとの見解すらうかがわれるのである。「人格の完成」のための本来の宗教教育は国公立学校で、戦前から主張されたように、宗教的情操の涵養という形で行われると言わなければならない。このことは後にふれるように、宗教系私学への公費助成に対して、同解説が否定的見解を示していることとも結びついている。

ところで先に見たように一九四七年二月教育基本法案の最後の詰めの段階で、宗教情操教育を求める案文は明確に否定されたにもかかわらず、右のような文部省解説がなされたのは、文部省の変わらぬ期待であったと同時に、すでに完成・発行された『学習指導要領』の内容と矛盾しないためでもあった。同法案がまだ貴族院で審議されていた三月二十日に発行された『学習指導要領一般編』では、「教育の一般目標」の一つとして「宗教的な感情の芽ばえをの

ばして行くこと」が掲げられている。⁽¹⁰³⁾ また五月十五日東京女子高等師範学校講堂で行われた、「教育基本法の趣旨徹底指導者講習会」における「教育基本法各条解説」なる辻田力の講演原稿においても、第九条は「新しい日本において宗教的精神の重んぜらるべきことに鑑みまして宗教教育について規定した」といい、「人格の完成は真に自由なる人間の形成であり、教育の究極目標と称しうるもの」であるが、その真の「自由は深き宗教的根底をもって初めて本来の力を発輝することができ。」⁽¹⁰⁴⁾ そこには信教の自由が必要で、これを「教育上実現するため」第九条を定めた。

「それは宗教的寛容心を涵養するとともに宗教の社会生活に占める地位を教授することによりまして宗教への芽生えを育てんとする」ことを目的とすると歯切れの悪い説明がなされている。⁽¹⁰⁴⁾ また十二月二十日発行の『学習指導要領国語科編』では指導目標の一つとして「宗教的情操を豊かに」⁽¹⁰⁴⁾ することが掲げられたのである。

さて文部大臣就任当時から宗教的情操教育の実現に執心してきた田中耕太郎は、教育基本法一月三十日案までがもっていた、「宗教的情操は、教育上これを尊重しなければならない」の案文が否定され、次の二月十二日案において、制定条文の原型となる案文に大きく変化した時期、あたかも旧案文と運命を共にするかのようになり一月三十一日文部大臣を辞任し、その席を高橋誠一郎にゆずった。しかし田中自身、先の田中二郎同様、審議の過程で、当初から抱いていた見解が、憲法上無理のあることを認識せざるをえなかったであろう。彼が一九四八年三月、教育基本法の公布から一年後に著した『新憲法と文化』は当時の彼の理解を示すものといえるが、そこでは⁽¹⁰⁵⁾ もはや、憲法第二十条のもとでも「宗教情操教育」はできるとは言わない。ただ「教育の分野から宗教に関する一切の事項を排除することは不可能」であって、必ず「宗教に関する事項を教授」する必要がある。「ことに我が国においては一般に宗教に関する知識が欠けて居り、従って宗教や他人の信仰に対する尊重や寛容の念が稀薄であるから、このことが一層必要とされる」と述べ、そうした宗教に関する知識や教養が結果的に国民の道德向上に資するとしている。「宗教に対する理解とそれを尊重するの念は、国民の道德的水準の向上に資するところが大である。それは外形的形式主義的に墮した道

徳を内面的ならしめ、かつ人類に普遍的な正邪善悪の規準を教え、人類愛及び平和思想の涵養に役立つのである。」
 そのような意味で考えれば一九四六年八月十五日に「衆議院決議が宗教的情操教育の必要性を強調したのは、憲法の精神に反するものといえない。」彼はこのように「道德の向上、人格の完成のために宗教の演ずる役割が教育上一層重要である」という考えは変えていないが、しかし憲法の範囲内で「宗教に関する事項を教授」することによって、彼の熱望する道德の向上、さらには人格の完成まで期待することが「甚だ容易でない」ことも認めざるをえず、それは「せいぜい知識的要求を満足させるに止まり、宗教の個人の精神生活に及ぼす好影響を著しく減殺することになる」と述べている。即ち憲法・教育基本法の信教自由の保障のもとで、国公立学校が、彼の期待するほどの宗教教育を施しえないことを承認せざるを得なかったのである。後に著した『教育基本法の理論』（一九六一年）でも、「宗教情操教育」は主張せず、ほぼ同趣旨の議論を展開している。（未完）

(78) 『資料教育基本法30年』七三〜四頁。

(79) 『教育制度等の研究（その9）』調査資料七八（一九八一年三月、日本私学教育研究所）三頁。

(80) W・P・ウッダード「宗教と教育——占領軍の政策と処置批判——」『国際宗教研究所紀要』第四号（一九五六年十二月、国際宗教研究所）八五〜六頁。

(81) 文部省教育法令研究会著『教育基本法の解説』（辻田力、田中二郎監修、一九四七年十二月、国立書院）によれば、教育基本法制定の理由となる過去の教育の弊害の一つとして「神社神道が国教的な地位を占め、それが学校にとりこまれ……教育においては真の宗教的情操を養うことが軽んぜられ」たことをあげ、神道を第一義としない宗教的情操教育が、教育基本法制定の重要なポイントの一つであったことを述べている。二頁。

(82) 鈴木英一編『資料教育基本法30年』一〇九〜一〇頁。この他、基本法関係文献及びその制定過程については、同書および鈴木氏『教育行政』（一九七〇年、東京大学出版会）に負う所が多い。

(83) 田中文相の依頼をうけ文部省調査局参事として、教育基本法制定に深くかかわった東京大学法学部教授。

(84) 杉原誠四郎『教育基本法——その制定過程と解釈——』（一九七二年、協同出版）二七七〜八頁。

- (85) 『宗教情操教育の尊重』に付て田中文部大臣談」、辻田力文書、国立教育研究所蔵。
- (86) 杉原、前掲書、二八八～九頁。
- (87) 田中『教育基本法の理論』七九頁。五八四頁。
- (88) 杉原誠四郎「教育基本法第九条第一項の条文について」『占領教育史研究』第二号（一九八五年七月、明星大学占領教育史センター）三一頁参照。教育課課長補佐トレーナーは十一月十四日付文書の欄外メモで、田中のいう「宗教的情操」に警戒の念を表しているという。
- なお、杉原氏の右論文は教育基本法第九条第一項の条文趣旨を、戦前以来の「宗教的情操涵養」理念の延長線上に捉え宗教教育を強調するものであるが、筆者は本稿で論ずるように、同条文は明確にそれへの袂別と新たな憲法理念に則して成立したものと考える。
- (89) 鈴木英一『教育行政』（戦後日本の教育改革 第三卷）二二〇～二頁。
- (90) 「キリスト教新聞」一九四六年十二月二十五日、一九四七年一月四日。
- (91) W.P. Woodard, *op. cit.*, p. 110.
- (92) 『資料教育基本法30年』一四四頁。
- (93) 鈴木英一編「安達健二氏の談話記録」（『教育基本法の成立事情(二)』）四七頁。
- (94) ウッダードは *religious sentiment* と *spiritual values* を同じ意味で使い、宗教的情操教育に関する国会決議には後者をういている。*op. cit.*, p. 109.
- (95) 一九四七年三月二十七日の極東委員会政策決定では宗教に関し「あらゆる宗教をもつ人々に対する相互尊重」が示されたに留まるが、これに至るまで、ソビエト案の「政教分離および学校と宗教の分離」規定や、アメリカ案における「道徳と倫理の教科は、普遍的な道徳的、宗教的教授にもとづくべき……」などの表現が、議論の末、ともに削除された経過がある。鈴木英一『日本占領と教育改革』二五六～七頁参照。
- (96) 二月十九日貴族院で荒川文六が、文部省は国公立学校で宗教情操教育を奨励しているが、これは言うべくして行ない難いと述べたのに対し、高橋誠一郎文部大臣は、この段階でも明確に、国公立学校で宗教的情操の涵養は認められ奨励せられると述べている。『近代日本教育制度史料』第三十二卷、九三頁。
- (97) 三月三十一日には衆議院で、宗教家、教育家の活動の便宜をはかるため「宗教家及び教職員の乗車優待に関する建議」が

なされている。

- (98) 有倉遼吉編『基本法コンメンタール——新版教育法』(一九七七年、日本評論社) 八四～五頁。
- (99) 鈴木英一編『教育基本法の制定』(一九七七年、学陽書房) 一一六～七頁。
- (100) 田中は別稿で、憲法の保障する「信教の自由」は、いわゆる「宗教の自由」を指し、内容的には(1)内心における宗教上の信仰の自由、(2)宗教上の教育の自由、(3)宗教上の行為の自由、(4)宗教上の結社の自由、を意味する、そして(2)については布教の自由の一部と解することもできるとしている。田中二郎「日本における信教の自由」(一九五九年、国際宗教研究所) 十五～六頁。
- (101) 『教育基本法の解説』七頁。
- (102) 同書、一一〇～五頁。
- (103) 『近代日本教育制度史料』第二十九卷、一九一頁。
- (104) 『資料教育基本法30年』一六五頁。
- (105) 田中耕太郎『新憲法と文化』(一九四八年、国立書院) 八三～六頁。